

## 「たくさんトーク～市長とかたろう会～」開催要領

### 1. 目的

この要領は、市長と市民が直接対話する「たくさんトーク～市長とかたろう会～」(以下「たくさんトーク」)の開催に関し必要な事項を定めることにより、まちづくりの施策に関する「市民の皆さんの声」を聴き、課題の認識・共有を双方で図り、市民総参加型のまちづくりを推進することを目的とする。

### 2. 対象者

「たくさんトーク」の申込みができる者は、市民が5人以上で構成する団体又はグループ(以下「団体」という。)とする。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

### 3. 開催の方法

「たくさんトーク」は、団体からの応募による方法(以下、「応募型」という。)又は市長から団体への申入れによる方法(以下、「呼掛け型」という。)により随時開催する。

### 4. 開催の詳細

(1) 応募型により開催を希望する団体は、書面、電子メール、市公式専用フォームにより、次の事項を明らかにして、開催希望日の原則2か月前までに申込みをするものとする。また、受付は先着順とするが、希望多数の場合は希望日時が合う団体を優先するものとする。

ア. 団体名、代表者の氏名、住所及び連絡先

イ. 開催希望日(第1、2希望日)及び時間

ウ. 開催場所

エ. 参加予定人数

オ. 当日市長と対話したいテーマ(市政に関するもの)

カ. その他市長が必要と認める事項

(2) 開催時間は午前9時30分から午後8時30分までの間の60分を目安とする。ただし、参加人数は原則として5人以上15人程度までとする。

(3) 開催場所は、任意の場所(地区公民館、コミュニティセンター、その他の活動場所等)とする。なお、開催場所の確保が難しい場合は市の施設等でも開催可能とする。

(4) 応募型による開催で、施設の使用料等が発生した場合は主催者側の負担とする。

(5) 呼掛け型による開催は、市が主催する会議、事業、地域や各種団体（子育てサークルや若手事業者等）が主催する行事等の場において、市長から主催者に申入れを行い実施する。

(6) 「たくさんトーク」において原則、会食等を行わないものとする。

## 5. 開催の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、「たくさんトーク」を開催しないものとする。また、開催中であってもこれらに該当する発言等があった場合は、事務局は対話を中断または中止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした活動と認められるとき。
- (3) 市政に対する単なる陳情、苦情又は交渉を目的としているとき。
- (4) 単なる個人的な相談や要望を目的としているとき。
- (5) その他市長が「たくさんトーク」の実施上不適切と認めるとき。

## 6. 庶務

「たくさんトーク」の庶務は、政策部秘書広報課において処理する。ただし、対話のテーマが専門的な分野に及ぶ場合は、必要に応じて関係部課等の職員の同席を求めることができる。

## 7. 実施結果の公表

市長は「たくさんトーク」において、市民から寄せられた主な意見及びそれに対する市の対応状況や考え方について、個人情報保護に配慮した上で適宜、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

## 8. その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じて、その都度、市長が定めるものとする。

### 附則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。